

丹波市都市計画マスタープラン（改定案）に対する パブリックコメント（意見公募）要領

1 案件

丹波市都市計画マスタープラン 策定

2 趣旨

都市計画法第 18 条の 2 の規定により、平成 24 年度に策定された現行計画が 9 年を経過していることや、上位・関連計画における方向付けや本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、都市計画に関する基本的な方針を示した「丹波市都市計画マスタープラン（改定案）」について市民の皆さんから広く意見を募集します。

3 募集期間

令和 4 年 6 月 1 日（水曜日） ～ 令和 4 年 6 月 30 日（木曜日） ＊必着

4 意見を提出できる人

- （1） 市内に住所を有する者
- （2） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3） 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者
- （4） 丹波市ふるさと住民登録制度実施要綱（平成30年丹波市告示第186号）の規定に基づき登録された者
- （5） 意見等を求める事項に関し利害関係を有する者

5 閲覧場所

- （1） 市ホームページ
- （2） 建設部 都市住宅課（春日庁舎 2 階）
- （3） 各支所、各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ

6 意見の提出方法

別紙の「丹波市都市計画マスタープラン（改定案）に対するご意見・ご提案」に氏名・住所・電話番号、ご意見・ご提案、結果公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- （1） 持 参…上記の閲覧場所に設置の意見箱に投函ください。
- （2） 郵 送…〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地
丹波市建設部都市住宅課都市計画係 宛
- （3） F A X…0795-74-1592 （※電話は不可）
- （4） 電子メール…toshijyuutaku@city.tamba.lg.jp

7 意見の公表等

- （1） 提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答として市ホームページで公表します。
- （2） 提出されたご意見等に対し、個別の回答は行いません。
- （3） 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容（住所、氏名等の個人情報）は公表しません。（「丹波市パブリックコメント手続実施要綱」により適正に取り扱います。）

8 問合せ先

建設部 都市住宅課 都市計画係 電話：0795-74-2364（直通）

丹波市都市計画マスタープラン（改定案）に対するご意見・ご提案

丹波市建設部 都市住宅課 宛

氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
ご 意 見 ご 提 案	

※募集期限：令和4年6月30日（木）必着

※ご意見、ご提案が枠内に書ききれない場合は、別紙（任意様式）に記載してください。

※ご意見等の内容については、標記のパブリックコメントの目的以外には使用しません。

※お寄せいただいたご意見等に対し、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

【意見等の応募方法】

- 持 参・・・建設部 都市住宅課（春日庁舎2階）
各支所、各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ窓口
に設置の意見箱
- 郵 送・・・〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地
丹波市建設部 都市住宅課 都市計画係宛
- F A X・・・0795-74-1592 （※電話は不可）
- 電子メール・・・toshijyuutaku@city.tamba.lg.jp